

資 料

食品中の放射性物質の最近の検出状況

令和5年7月

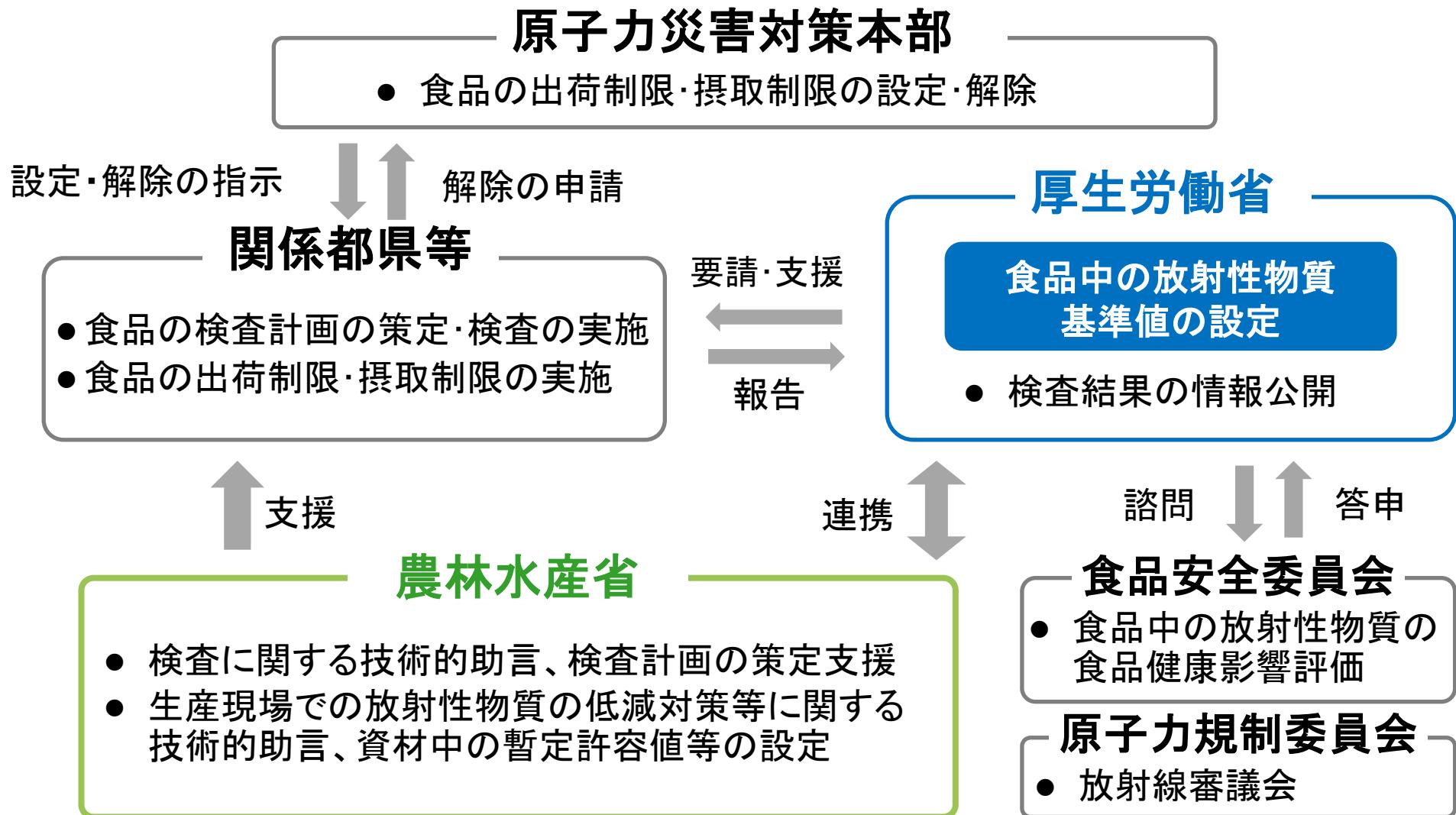
消 費 者 庁
食 品 安 全 委 員 会
厚 生 労 働 省
農 林 水 産 省

目次

1 農林水産物の放射性物質対策	2～8
2 検査の仕組み	9～15
3 検査の結果	16～26

1 農林水産物の放射性物質対策①

□ 基準値を超える食品が流通しないよう、検査を実施し、結果に基づき、出荷制限を実施



1 農林水産物の放射性物質対策②

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**(介入線量レベル)を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

※(FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の合同委員会)

放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品から追加的に
受ける線量(人体
への影響)の上限



**年間線量
1ミリシーベルト**

食品1kg
あたりの量
に換算

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)

1 農林水産物の放射性物質対策③

□ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和5年3月30日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省

- 
- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
 - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和5年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品(野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等)
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品(乳、牛肉)
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品(原木きのこ類)
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度: 検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施

1 農林水産物の放射性物質対策④

□ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

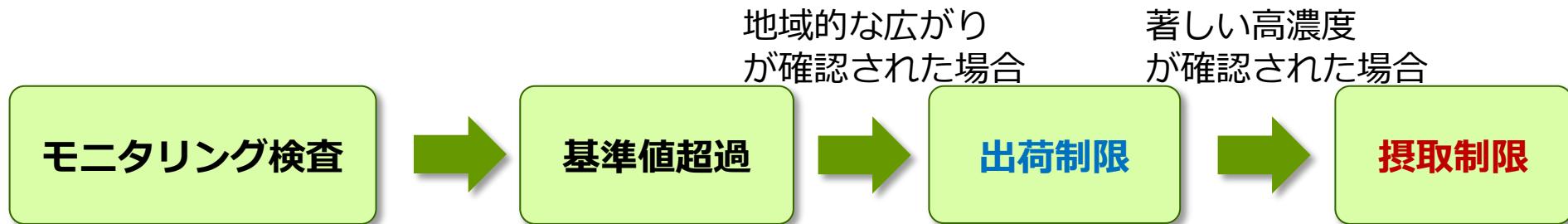
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「出荷制限」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「摂取制限」

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1か月以内の検査結果が、1市町村当たり3か所以上、すべて基準値以下など



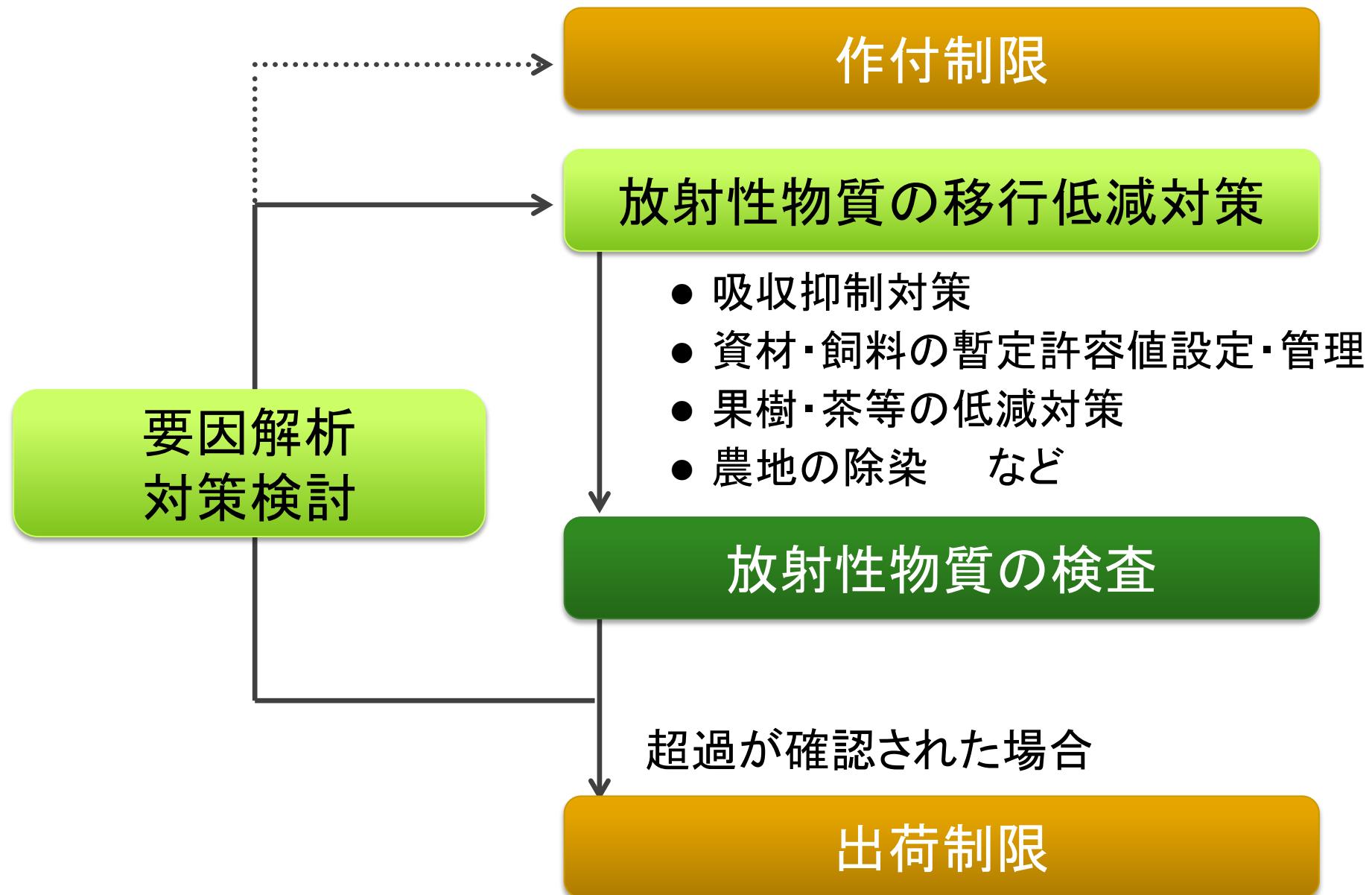
*食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されている。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

*出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があるので、頻繁に食べることは避けてください。

1 農林水産物の放射性物質対策⑤

□ 生産段階で安全確保の取組を実施

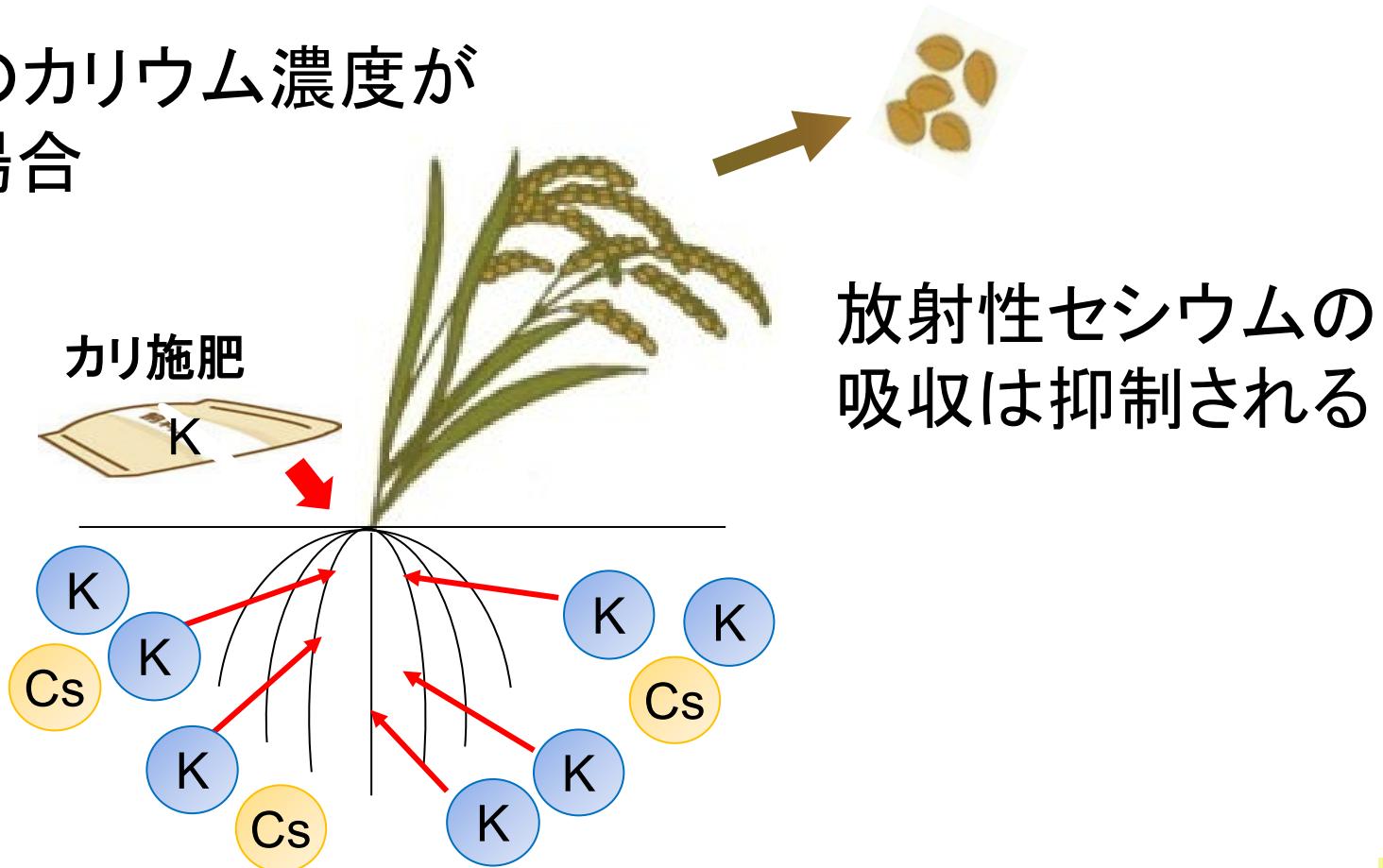


1 農林水産物の放射性物質対策⑥

□ カリ施肥による稻の吸収抑制対策

- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

土壤中のカリウム濃度が適正な場合



1 農林水産物の放射性物質対策⑦

きのこ等の特用林産物の安全確保対策

- 安全な生産資材の導入、栽培管理ガイドラインの実施
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木※の確保 ※放射性セシウムの指標値 50 Bq/kg
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報提供、巡回指導



2 検査の仕組み①

□ 検査対象自治体(17都県)

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、
山梨県、長野県、静岡県

□ 検査対象品目の分類

栽培/飼養管理が 可能な 品目群	野菜・いも類、果実類・種実類、米、麦類、 豆類・雑穀類、肉類、卵類、原乳、茶(飲用状態)、 きのこ類(栽培)(原木きのこ類を除く)、 山菜類等(栽培)
原木きのこ類	原木きのこ類
栽培/飼養管理が 困難な 品目群	きのこ類(野生)、山菜類等(野生)、 野生鳥獣肉類、水産物、はちみつ

(原木きのこ類は、栽培/飼養管理が**可能な**品目であるものの、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある)

(参考) 検査対象自治体

□ 検査対象自治体の拡大の経緯

H23. 4. 4 福島県、茨城県、栃木県、群馬県

← 総理指示対象自治体 4県

宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都

← 隣接自治体等 7都県

H23. 6.27 神奈川県 ← 茶での暫定規制値超過 1県

山梨県、静岡県 ← 隣接自治体 2県

H23. 8. 4 岩手県、秋田県 ← 牛肉での暫定規制値超過 2県

青森県 ← 隣接自治体 1県

2 検査の仕組み②

- 放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的
- 栽培/飼養管理が可能な品目群と困難な品目群では、放射性物質の検出状況が大きく異なる

(基準値超過の割合:令和4年4月～令和5年3月※)

栽培/飼養管理が <u>可能な品目群</u>	0点／約9千点
<u>困難な品目群</u>	120点／約2万点

※出荷前に実施された検査結果



栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目①

□ 検査対象品目毎に検査対象自治体を定める

栽培/飼養管理が
可能な品目群
(原木きのこ類を除く)

直近3年間で、基準値の1/2の超過が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体
(他の都県も必要に応じて実施)

原木きのこ類

栽培/飼養管理が
困難な品目群

17都県で実施

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目②

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類を除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		福島県
基準値の 1/2～基準 値の品目	野菜類等	●
	米	■

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

- : 基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。
- : 別添において検査対象となっているもの。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目③

①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超 の品目	野生のきのこ類・山菜類等	□	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	●	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎
	野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	●	◎	●	□	◎	□	□	□	□	●	□	□	□
基準値の 1/2～基準 値の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	□	□	□	□	□	●	●	□	□	□	□	□	□	□	□
	野生鳥獣の肉類	□	●	□	●	□	□	□	□	●	□	□	□	□	□	□	●	□
海産魚種		—	—	—	—	—	□	—	×	×	—	×	—	—	—	×	×	—
内水面魚種		—	—	—	□	—	◎	—	—	◎	□	—	—	—	—	—	—	—

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。

□: 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(水産物)を考慮し検査が必要なもの。

—: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

×: 該当なし。

*検査対象自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目④

②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのこ類	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

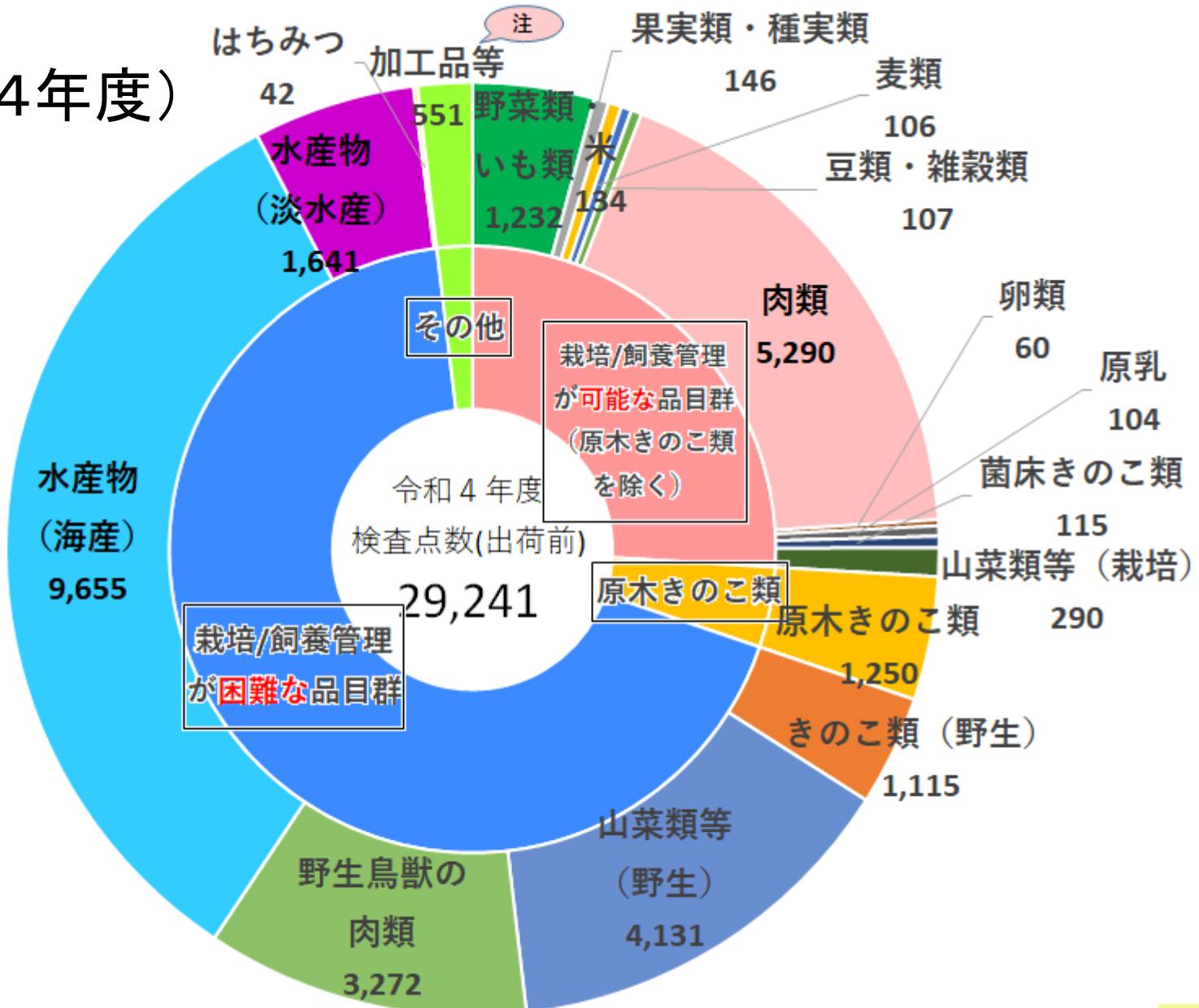
直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

●：基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。

▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

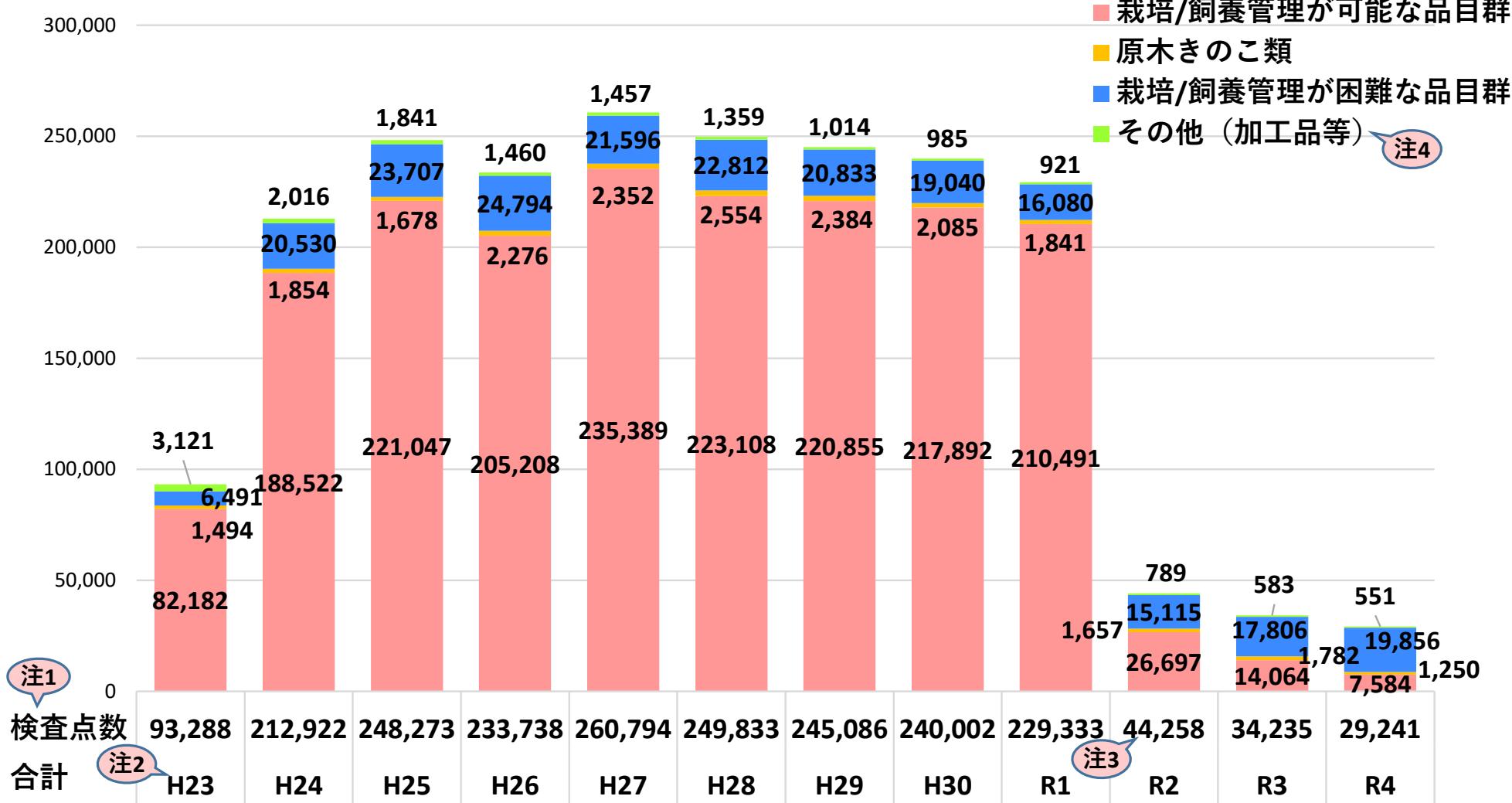
3 検査の結果①

□ 検査点数 (品目別、令和4年度)



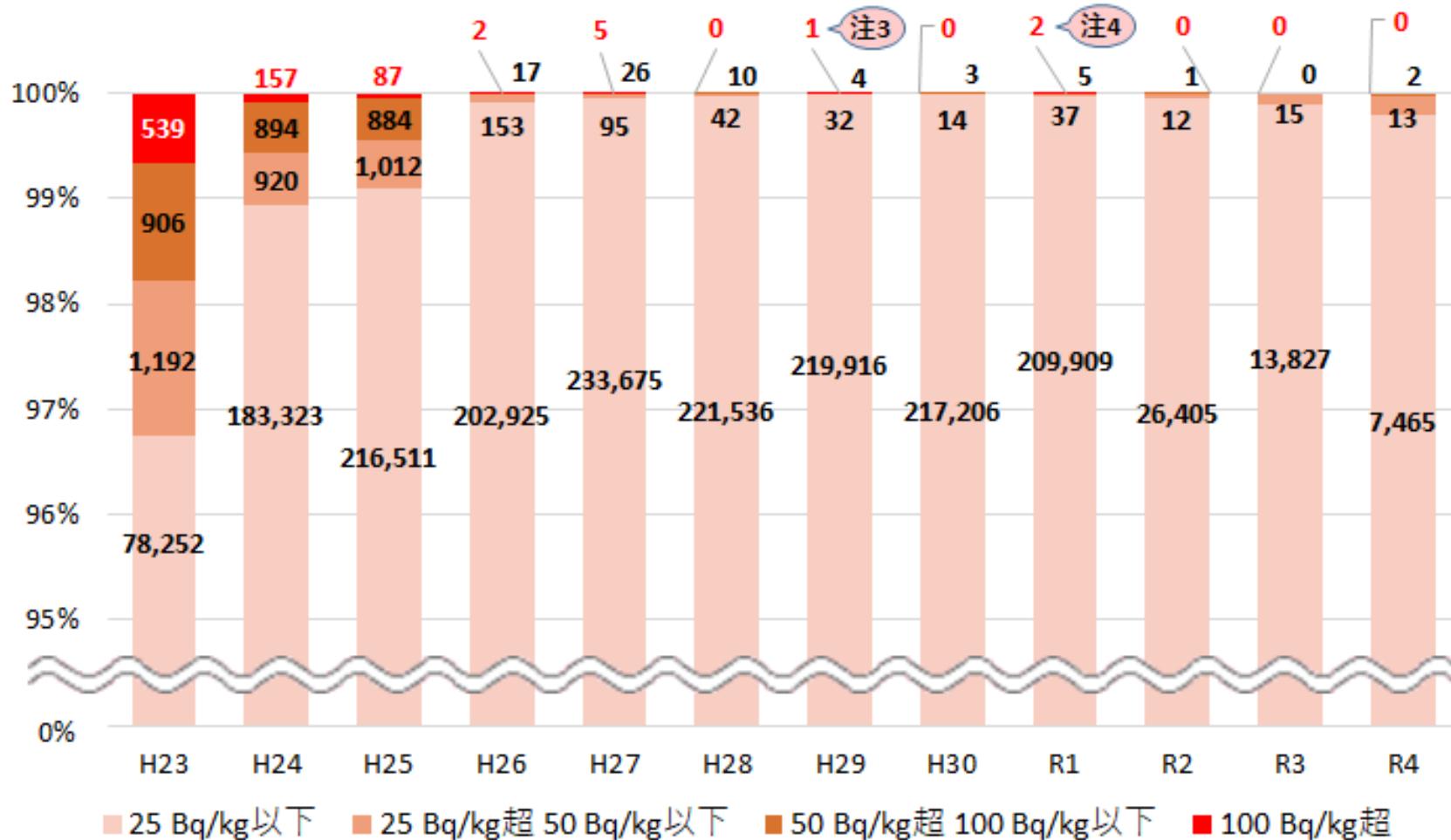
3 検査の結果②

□ 検査点数の推移



3 検査の結果③

□ 濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が可能な品目群^{注2})



注1 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

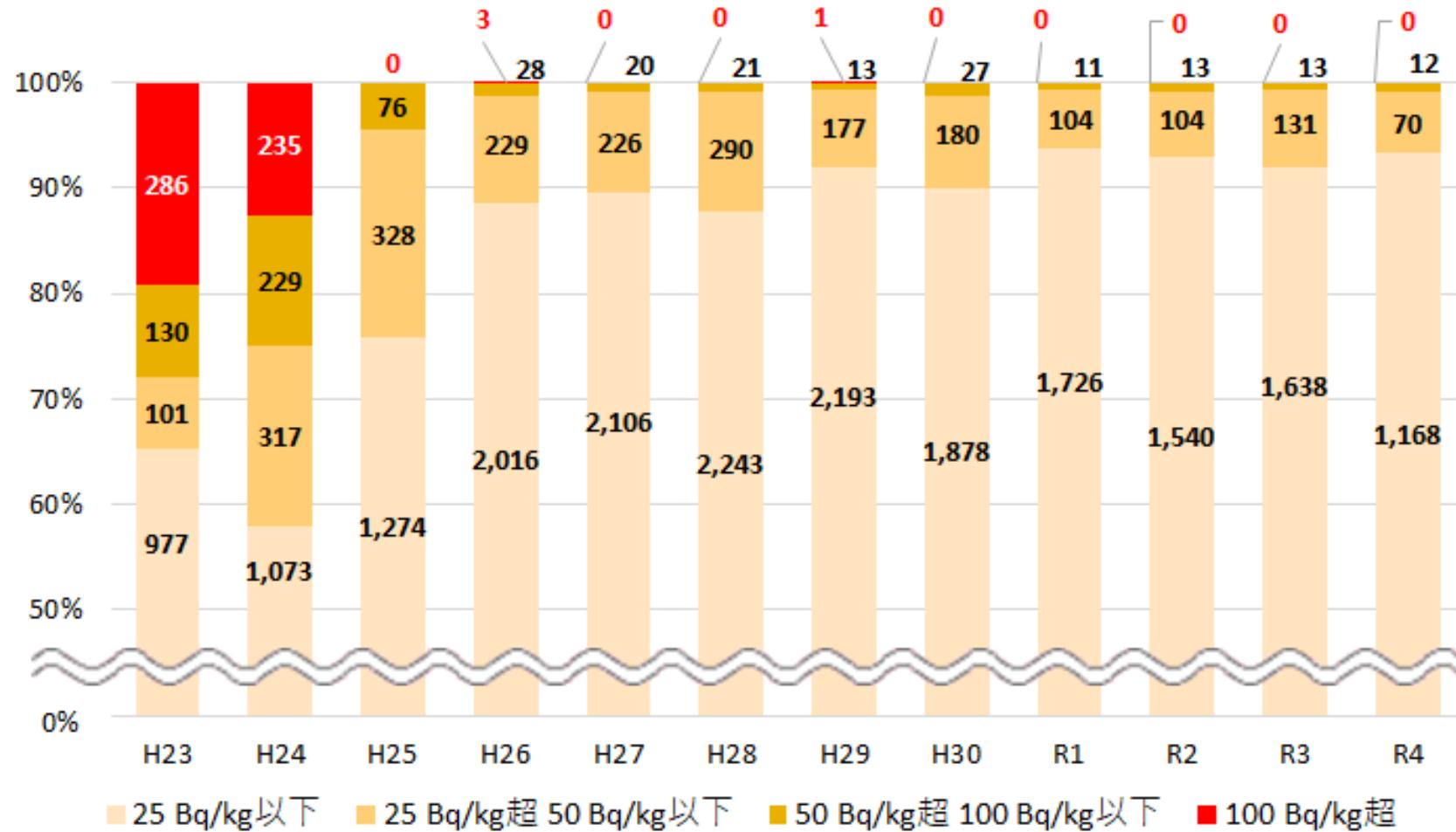
注2 基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3 現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

注4 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

3 検査の結果④

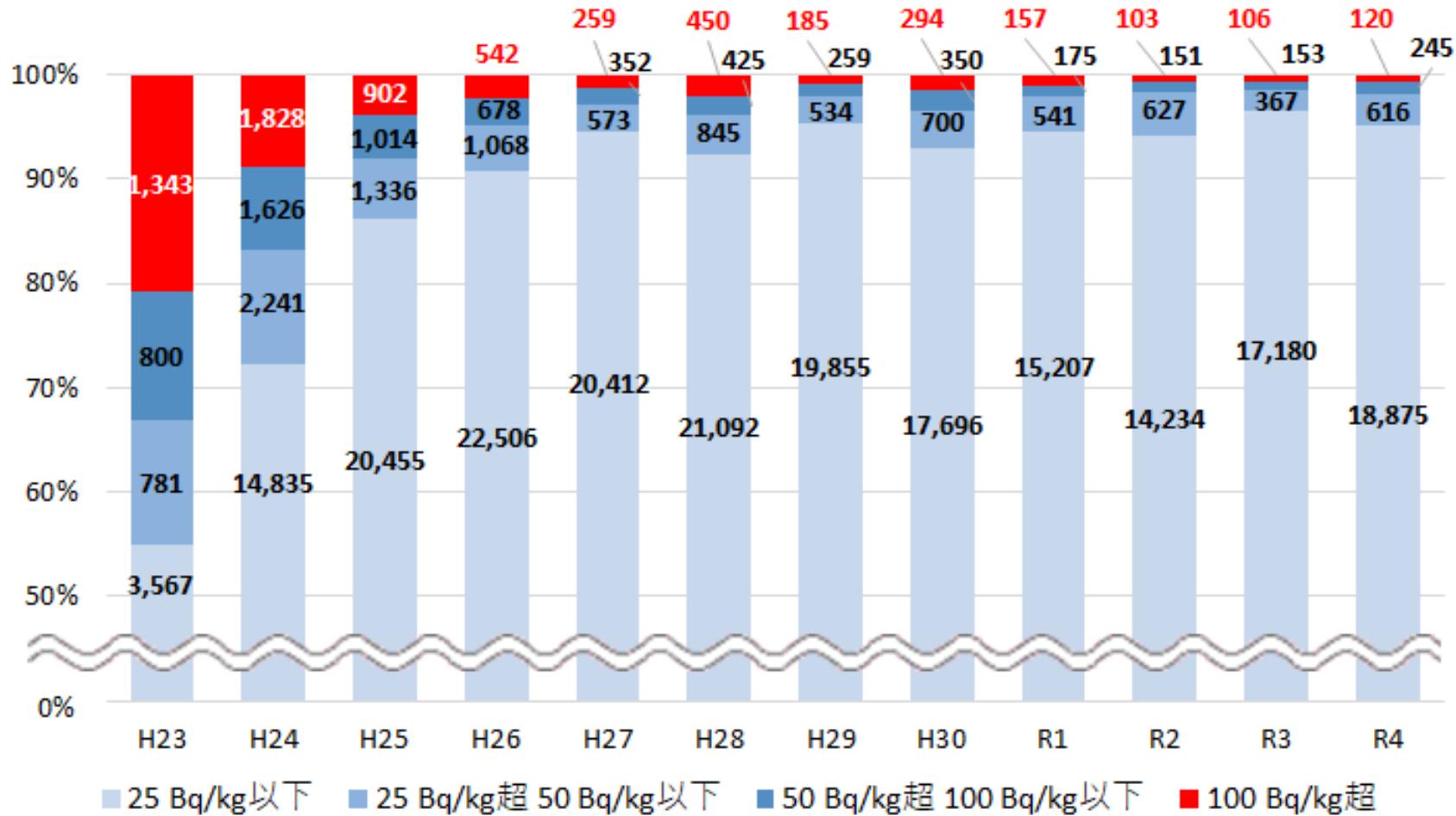
□ 濃度別点数^注の推移(原木きのこ類)



注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

3 検査の結果⑤

□ 濃度別点数^注の推移(栽培/飼養管理が困難な品目群)



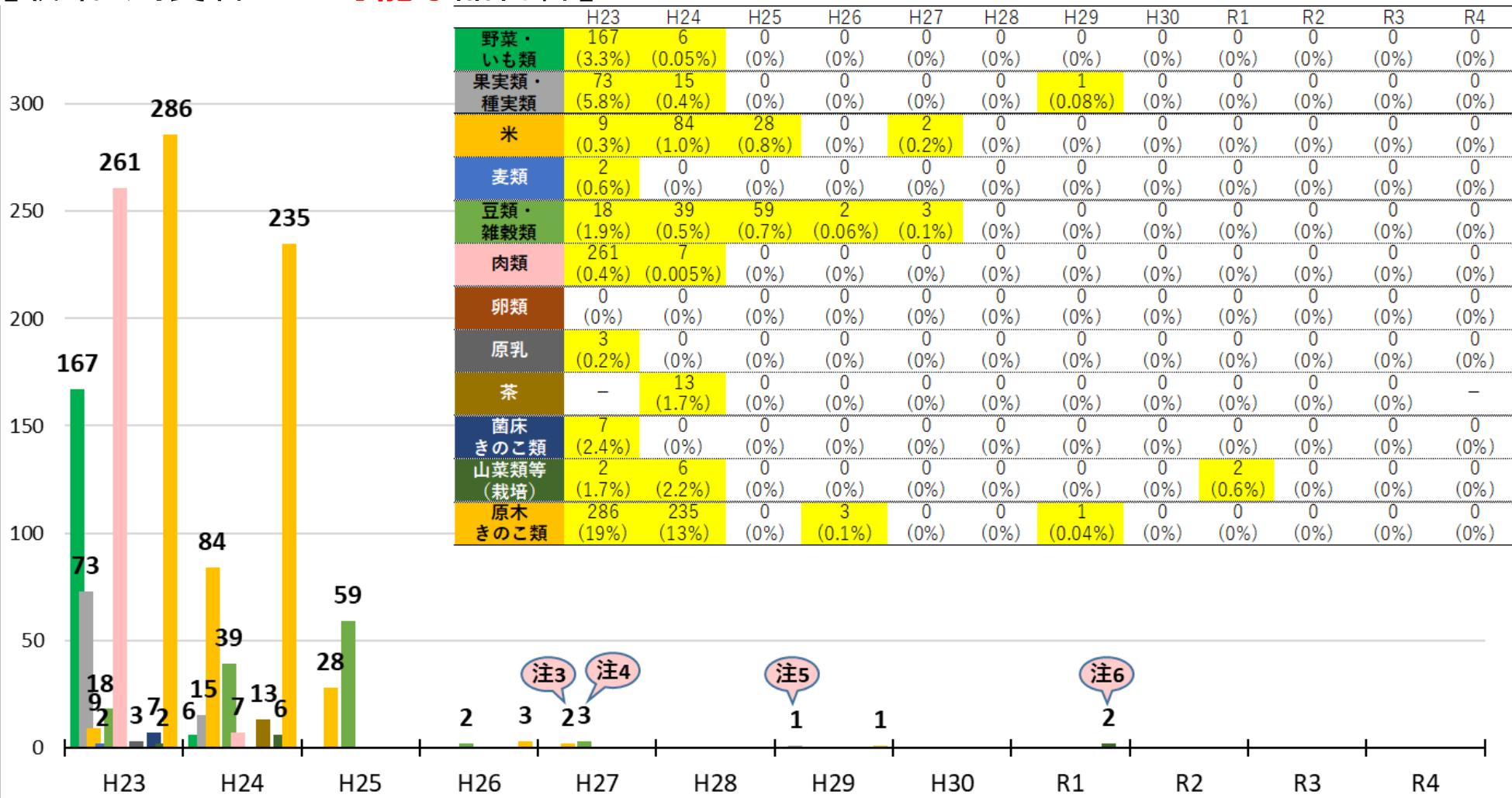
注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

3 検査の結果⑥

□ 100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別)

【栽培/飼養管理が可能な品目群】

 : 基準値超過がみられた年度



注1 出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合を示す

注2 原乳は50 Bq/kg、茶は飲用状態で10 Bq/kg(H23は茶葉の状態で検査したため除外)

注3 H27の米の2点は、26年産米が検査されたもの。27年産米の基準値超過はゼロ

注4 H27の豆類・雑穀類の3点のうち2点は、26年産大豆が検査されたもの。27年産豆類の基準値超過はゼロ

注5 現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

注6 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

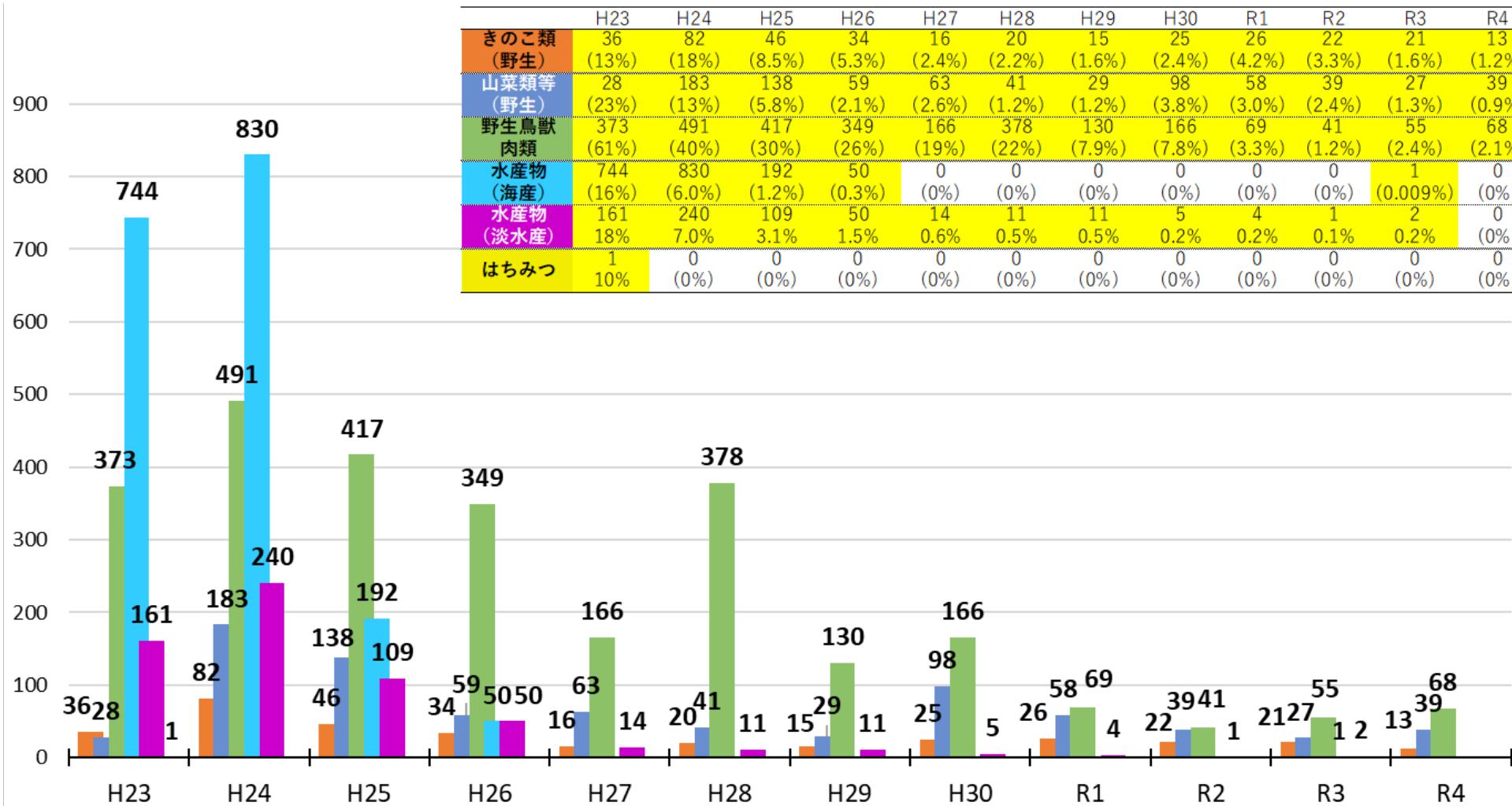
3 検査の結果⑦

□ 100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別)

【栽培/飼養管理が困難な品目群】

 : 基準値超過がみられた年度

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
きのこ類 (野生)	36 (13%)	82 (18%)	46 (8.5%)	34 (5.3%)	16 (2.4%)	20 (2.2%)	15 (1.6%)	25 (2.4%)	26 (4.2%)	22 (3.3%)	21 (1.6%)	13 (1.2%)
山菜類等 (野生)	28 (23%)	183 (13%)	138 (5.8%)	59 (2.1%)	63 (2.6%)	41 (1.2%)	29 (1.2%)	98 (3.8%)	58 (3.0%)	39 (2.4%)	27 (1.3%)	39 (0.9%)
野生鳥獣	373	491	417	349	166	378	130	166	69	41	55	68
肉類	(61%)	(40%)	(30%)	(26%)	(19%)	(22%)	(7.9%)	(7.8%)	(3.3%)	(1.2%)	(2.4%)	(2.1%)
水産物 (海産)	744 (16%)	830 (6.0%)	192 (1.2%)	50 (0.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.009%)	0 (0%)
水産物 (淡水産)	161	240	109	50	14	11	11	5	4	1	2	0
はちみつ	18% 10% (0%)	7.0% (0%)	3.1% (0%)	1.5% (0%)	0.6% (0%)	0.5% (0%)	0.5% (0%)	0.2% (0%)	0.2% (0%)	0.1% (0%)	0.2% (0%)	(0%)



注1 出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合を示す

(参考) 「3 検査の結果①～⑦」について

□ 元にしている検査データ

- 厚生労働省のウェブページで公表している検査データ
参考:厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>
- 検査結果が公表された日付で、各年度毎に集計
(平成23年度は、平成23年3月を含む)
- ガイドラインで検査対象自治体となっている17都県で、生産・検査された農林水産物を抽出(流通品は含まない)
注 揭載している割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合がある



□ ポイント

- 放射性物質低減対策の徹底や、時間経過による放射能の減少等により、食品中の放射性物質レベルは全体的に低下。
- 平成30年度以降、栽培／飼養管理が可能な品目群において、基準値(100 Bq/kg)超過はない。
- 栽培／飼養管理が困難な品目群の一部(生きのこ類・山菜類や野生鳥獣肉類)を中心に、安定して基準値を下回ることが確認されるまで引き続き出荷制限等の措置を実施中。

(参考) 食品から受ける放射線量

□ 流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

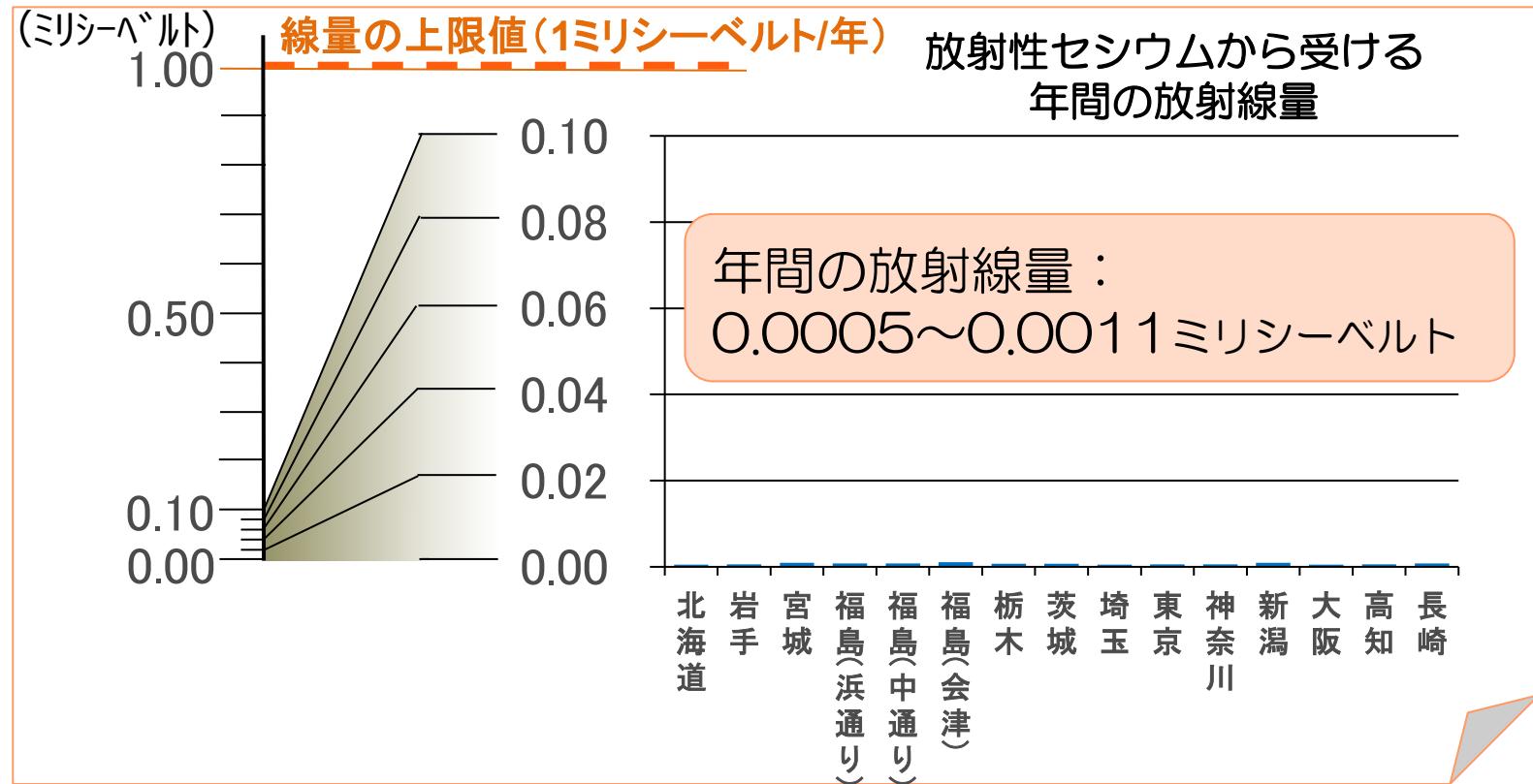
● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定

◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

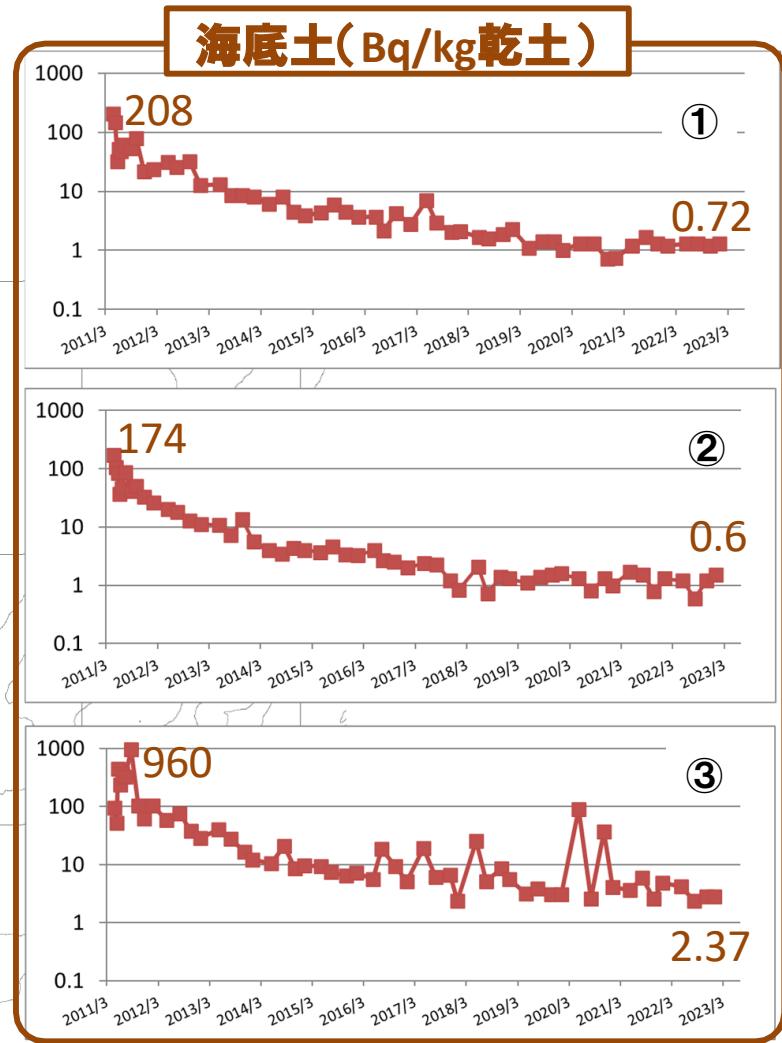
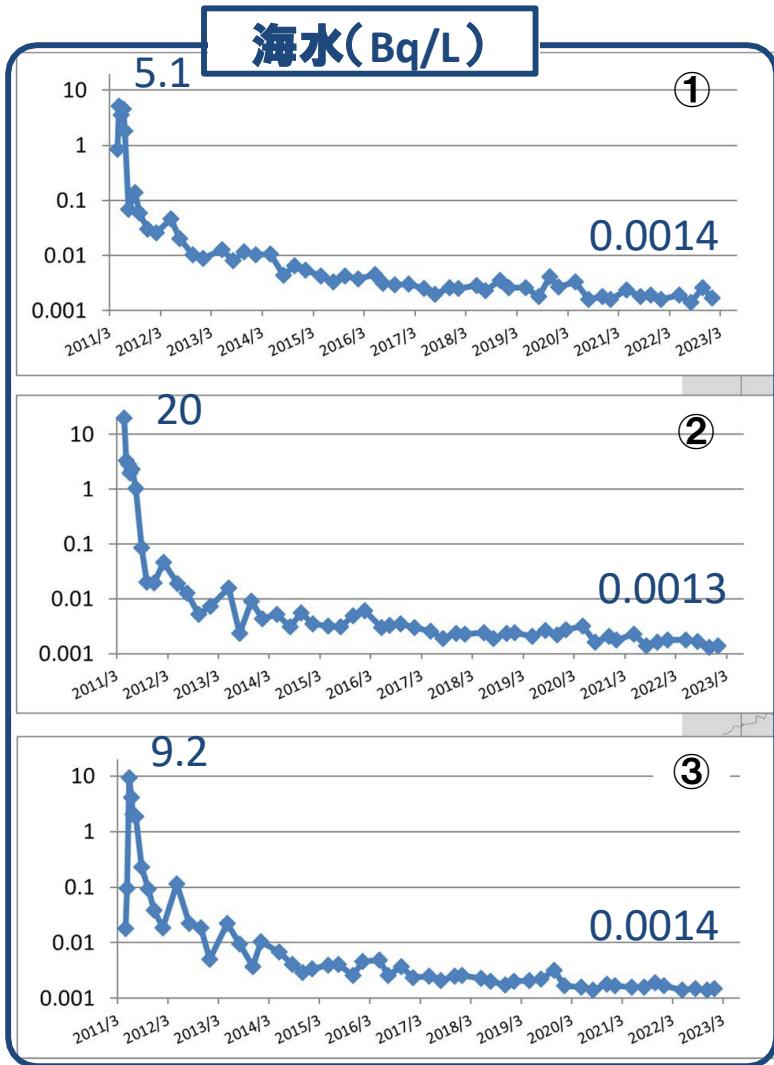
● この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(令和4年9・10月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの0.1%程度

(参考) 海水・海底土のモニタリング調査

- 福島県及び隣接県沿岸の海水・海底土中の放射性セシウム濃度は低下傾向。

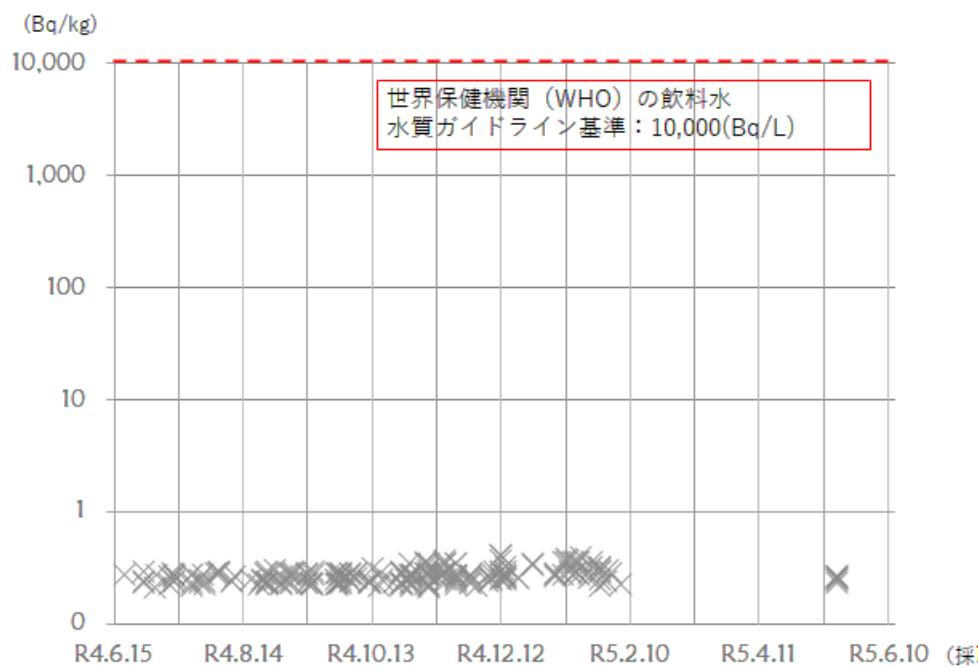


(原子力規制委員会・文部科学省作成資料をもとに水産庁で編集)

(参考) 水産物中のトリチウム検査

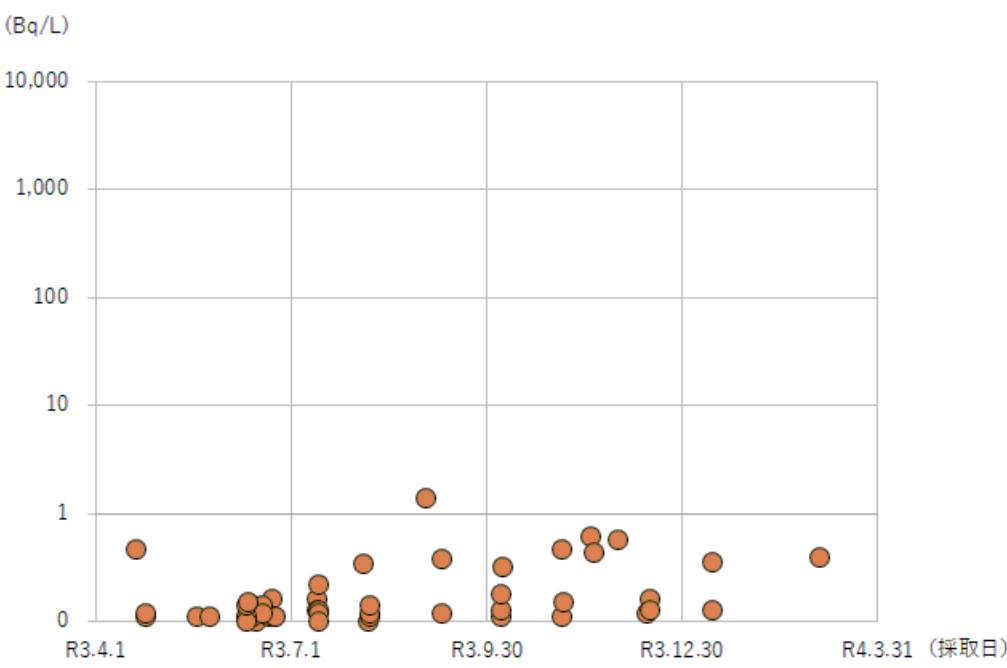
- 水産庁では令和4年度から水産物中のトリチウムについて検査を実施。

海産物中のトリチウム濃度



× : 検出限界値

海水中のトリチウム濃度



● : 実測値

出典: 水産庁ウェブサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/index.html#a4>

検査結果の詳細は、農林水産省ホームページをご覧下さい。

「食品中の放射性セシウム濃度の検査結果」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/radio_nuclide/index.html

